（畜産振興室並びに企画指導官及び環境負荷低減推進専門官）

**第四十六条**　生産振興課に、畜産振興室並びに企画指導官五人及び環境負荷低減推進専門官一人を置く。

［２～４　略］

５　環境負荷低減推進専門官は、環境への負荷の低減に資する農畜産物、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する専門の事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

## ○内閣府令第三十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （会計室及び企画官）<br>**第一条**　総務課に、会計室及び企画官三人を置く。<br>［２～４　略］<br>（企画官）<br>**第二条の二**　国際課に、企画官一人を置く。<br>２　［略］<br>（上席企業結合調査官）<br>**第五条**　企業結合課に、上席企業結合調査官二人を置く。<br>２　［略］<br>（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）<br>**第七条**　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官二人及び上席下請取引検査官二人を置く。<br>［２～５　略］<br>（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官）<br>**第八条**　管理企画課に、企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官一人を置く。<br>［２・３　略］<br>４　情報管理室は、次に掲げる事務（公正競争監視室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>［一～四　略］<br>５　［略］ | （会計室及び企画官）<br>**第一条**　総務課に、会計室及び企画官二人を置く。<br>［２～４　同上］<br>（企画官）<br>**第二条の二**　国際課に、企画官二人を置く。<br>２　［同上］<br>（上席企業結合調査官）<br>**第五条**　企業結合課に、上席企業結合調査官三人を置く。<br>２　［同上］<br>（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）<br>**第七条**　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官一人及び上席下請取引検査官二人を置く。<br>［２～５　同上］<br>（企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官及び上席審査専門官）<br>**第八条**　管理企画課に、企画室、情報管理室及び公正競争監視室並びに課徴金減免管理官一人及び上席審査専門官一人を置く。<br>［２・３　同上］<br>４　情報管理室は、次に掲げる事務（公正競争監視室及び上席審査専門官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。<br>［一～四　同上］<br>５　［同上］ |
| （畜産振興室及び企画指導官）<br>**第四十六条**　生産振興課に、畜産振興室及び企画指導官五人を置く。<br>［２～４　同上］<br>［項を加える。］ | |